

# 住民監査請求・住民訴訟制度について

# 住民監査請求・住民訴訟制度について

## 1 制度の意義

住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度

- ・住民訴訟は、「地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として…裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたもの」。「地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、…住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するもの」（最判昭和53年3月30日）
- ・住民訴訟制度を「設けるか否かは立法政策の問題であって、これを設けないからとて、地方自治の本旨に反するとはいえない」（最判昭和34年7月20日）

## 2 制度の概要

### (1) 監査請求前置主義

住民監査請求をして、その結果を待たなければ住民訴訟を提起できない。

### (2) 住民訴訟を提起する者（原告）

当該地方公共団体の住民であって、住民監査請求をした者

### (3) 住民訴訟の対象

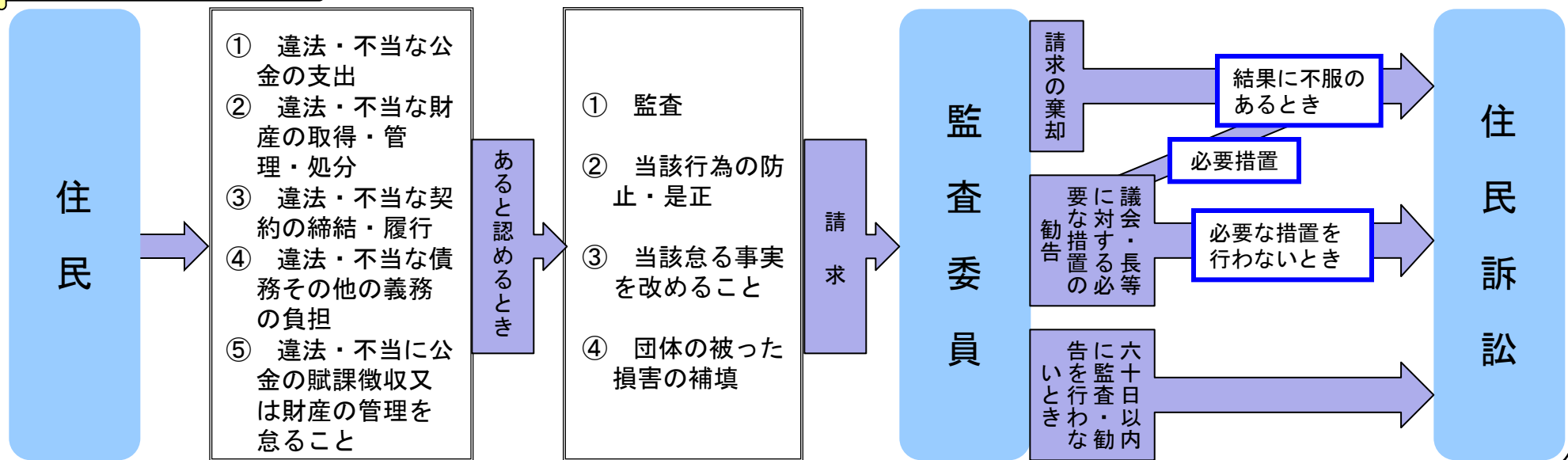
違法な財務会計上の行為等に限定

### (4) 訴訟の法的性格

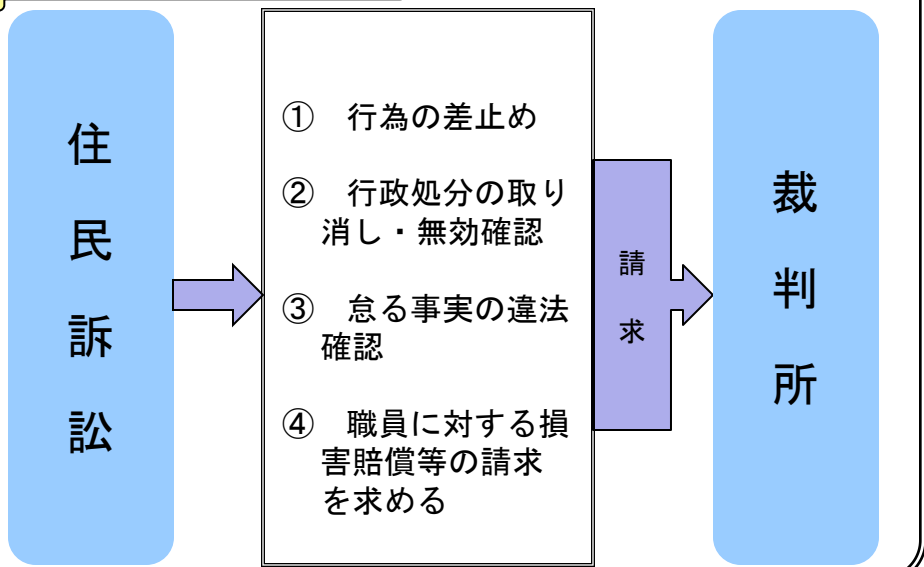
個人の権利利益と関係なく、客観的な法秩序の維持を目的とする客観訴訟である民衆訴訟の一種（行政事件訴訟法第5条、第43条及び地方自治法第242条の2第11項）

# 住民監査請求制度、住民訴訟制度及び職員の賠償責任の手続上の流れ

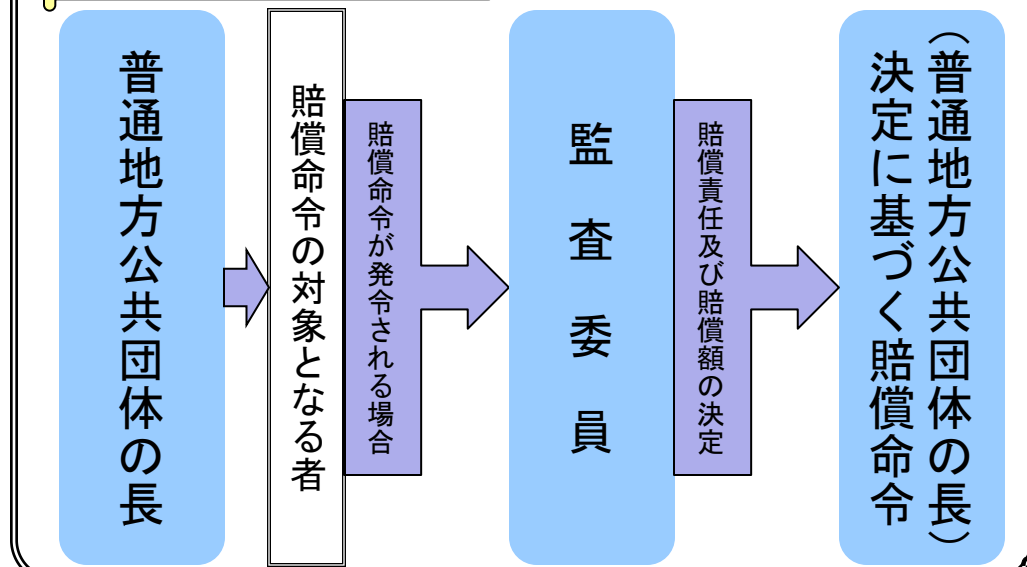
## 住民監査請求



## 住民訴訟

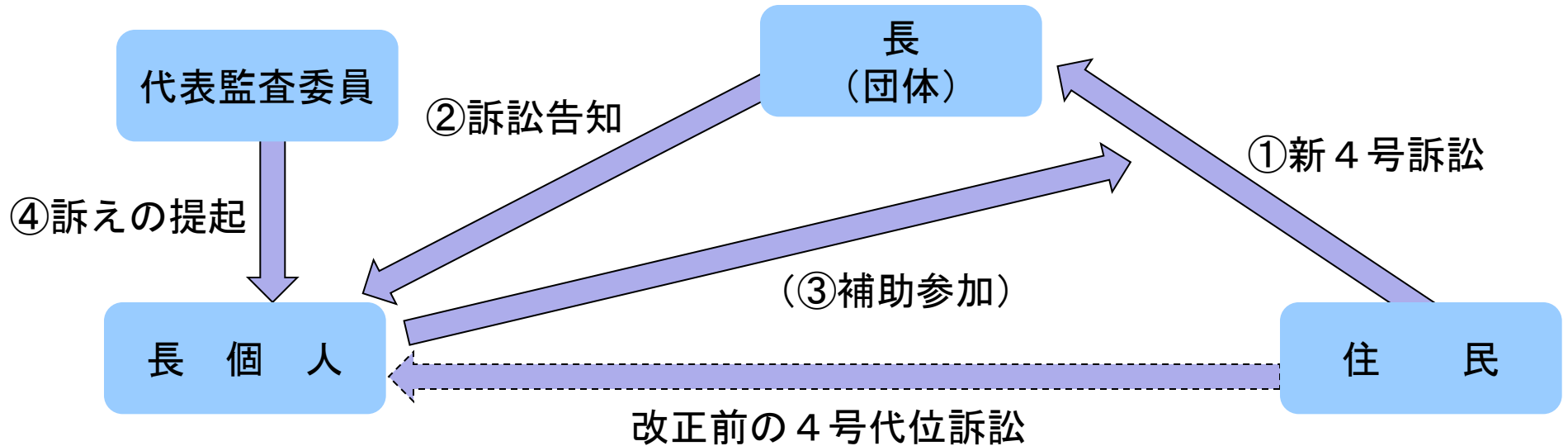


## 職員の賠償責任

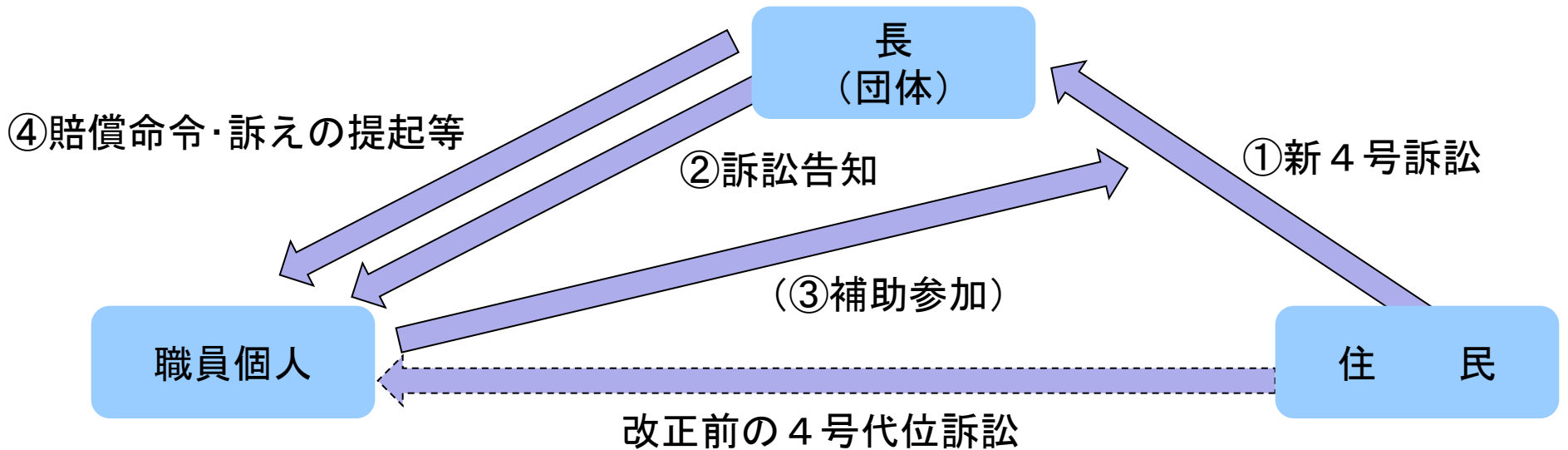


# 新4号訴訟について

## 1 長（現職）の場合



## 2 職員等の場合



# 住民監査請求の実施状況

## ○ 住民監査請求

(単位:件)

	監査請求の件数	うち取下げ	うち却下	うち棄却	うち勧告を行ったもの	うち監査結果を出さなかったもの(合議不調)
都道府県	338	13	187	125	11	2
市区	1,159	20	440	625	64	10
町村	301	4	106	173	16	2
合計	1,798	37	733	923	91	14

※注1 住民監査請求の件数は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に請求があったものの計数である。

出典：総務省調べ

# 住民訴訟の実施状況

## ○ 住民訴訟

(単位：件)

	住民訴訟の件数	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	係争中等
都道府県	161	22	53	5	1	92
市区	379	41	114	13	2	226
町村	89	19	29	4	1	44
合計	629	82	196	22	4	362

※注1 住民訴訟の件数は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に請求があったものの計数である。

※注2 訴訟結果については、重複回答があるため、訴訟の件数と訴訟結果の合計は異なる。

出典：総務省調べ

# 住民訴訟の主な事例

## ○ 住民訴訟事例

訴訟類型	自治体名	事件の内容	訴訟の理由	訴訟結果
1号訴訟	愛知県	企業庁長に対する中部国際空港関連事業費の支出差止請求。	監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	請求棄却
2号訴訟	大分県	国有地滅失登記に係る財産管理の違法確認請求。	監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	請求却下
	香川県 高松市 (旧国分寺町)	公園整備に伴う土地売買契約の無効の確認を求める。	監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	請求棄却
3号訴訟	高知県	県の補助金により建設された施設が特定の者のみの利用に供されており、また、当該施設は「特定の者」の敷地に建設されているが敷地利用権につき契約が締結されていないなど適化法に反する違法なものであるが、これに対して補助金返還請求を怠っているとして、この違法確認を求める。	監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	請求却下
	岡山県 倉敷市	土木建設業者らが行った談合によって市が被った損害賠償請求権の行使を怠る事実の確認請求。	監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	原告一部勝訴
4号訴訟	愛知県 西尾市	市街地再開発事業の公益棟を含む施設建築設計の補助金の支出は不当なものであり、実施設計費用に支出した額を損害額として、市長が西尾市に返還するよう求める。	議会、長、その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	請求棄却
	佐賀県 唐津市	旧町の売買による土地取得が違法であり、現市長が旧町長に対し損害賠償請求を怠っているとし、現市長に対し、旧町長らに対する損害賠償の請求をすることを求める。	監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	請求棄却

※注1 住民訴訟事例は、平成15年4月1日から平成19年3月31日までの事例である。  
出典：総務省調べ

## 権利を放棄する旨の議決をした事例【高裁判決】

市町名	事案の概要	高裁判決要旨
<p>(旧) 玉穂町 (山梨)</p>	<p>町が締結した公共工事契約が、当時の町長であった被告が漏えいした予定価格を基に行われた談合の結果、不当に高額に締結されたとして、原告が、町に代位して、被告に対し、談合がなければ形成されたであろう請負代金額と実際の請負代金額との差額相当額の損害賠償を求めた事案(旧4号訴訟)</p>	<p>◇東京高等裁判所平成18年7月20日判決 ※議決を有効と判断</p> <p>「住民訴訟は、地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法な行為又は怠る事実が当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害することにかんがみ、住民が当該地方公共団体に代わって提訴し、自らの手により違法の防止又は是正をし、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであるが、他方、住民訴訟が提起されたからといって、住民の代表である地方公共団体の議会がその本来の権限に基づいて住民訴訟における個別的な請求に反した議決に出ることまで妨げられるべきものではない。」</p>
<p>久喜市 (埼玉)</p>	<p>市が、市の職員を土地区画整理組合に派遣し、同職員に対して給料等を支給したことが地方公務員法、地方自治法、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に反し違法であるとして、前記組合に不当利得の返還の請求を、前記給与等の支出に関わった市長個人に損害賠償の請求をすることを市長に対し求めた事案(新4号訴訟)</p>	<p>◇東京高等裁判所平成19年3月28日判決 ※議決は有効と判断</p> <p>「地方自治法96条1項10号は、議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」と規定し、法令や条例の定めがある場合を除いて、広く一般的に地方公共団体の権利の放棄については、執行機関である地方公共団体の長ではなく、議会の議決によるべきものとしている。この点、地方公共団体の長が議会の議決を経ずに請求権の放棄をし得る要件については、地方自治法施行令171条の7で詳細に定められているが、これに対し議会の議決により放棄する場合の要件については、具体的な定めが何もない。権利の放棄とは、地方公共団体の有する財産権その他の権利を地方公共団体の意思によって対価なく消滅させる行為であり、本件給与支給及び本件補助金交付の違法を原因とする損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権の放棄については、法令又は条例になんら特別の定めがないから、仮にそれらが違法であって、久喜市がb及び本件組合に損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を行使しようとしても、議会は、権限を濫用し、又はその範囲を逸脱しない限り、本来有する権限に基づき自由に権利の放棄の議決をなすうるものというべきで、その損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権は、本件権利放棄の議決により消滅したものというほかはない。」</p>



市町名	事案の概要	高裁判決要旨
神戸市 (兵庫)	<p>市から外郭団体（20団体）に支出した補助金・委託料は、市の派遣職員の人件費相当額を含んでおり、派遣法の脱法行為として違法であるなどとして、住民が、市長に対し、当時の市長に損害賠償の請求を、各外郭団体に不当利得返還の請求をするようそれぞれ求めた事案（新4号訴訟）</p> <p>※ 20の外郭団体のうち、3団体に対するもの（①事件）と17団体に対するもの（②事件）の2つに分かれる。</p>	<p>◇大阪高等裁判所平成21年11月27日判決 ※議決を無効と判断</p> <p>「住民訴訟の制度が設けられた趣旨、一審で控訴人が敗訴し、これに対する控訴審の判決が予定されていた直前に本件権利の放棄がなされたこと、本件権利の内容、認容額、同種の事件を含めて不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を放棄する旨の決議の神戸市の財政に対する影響の大きさ、議会が本件権利を放棄する旨の決議をする合理的な理由はなく、放棄の相手方の個別的・具体的な事情の検討もなされていないこと等の事情に照らせば、本件権利を放棄する議会の決議は、地方公共団体の執行機関（市長）が行った違法な財務会計上の行為を放置し、損害の回復を含め、その是正の機会を放棄するに等しく、また、本件住民訴訟を無に帰せしめるものであって、地自法に定める住民訴訟の制度を根底から否定するものといわざるを得ず、上記議会の本件権利を放棄する旨の決議は、議決権の濫用に当たり、その効力を有しない。」【※上告審係属中】</p>
(旧) 氏家町 (栃木)	<p>町が浄水場建設予定地として購入した土地の代金が適正価格を超えていたとして、住民が、市長に対し、当時の町長に適正価格との差額についての損害の賠償をするよう求めた事案（新4号訴訟）</p>	<p>◇東京高等裁判所平成21年12月24日判決 ※議決を無効と判断</p> <p>「地方自治法96条1項10号に基づく権利の放棄の可否は、議会の良識にゆだねられているものではあるが、裁判所が存在すると認定判断した損害賠償請求権について、これが存在しないとの立場から、裁判所の認定判断を覆し、あるいは裁判所においてそのような判断がなされるのを阻止するために権利放棄の決議をすることは、損害賠償請求権の存否について、裁判所の判断に対して、議会の判断を優先させようとするものであって、権利義務の存否について争いがある場合には、その判断を裁判所に委ねるものとしている三権分立の趣旨に反するものというべきであり、地方自治法も、そのような裁判所の認定判断を覆す目的のために権利放棄の議決が利用されることを予想・認容しているものと解することはできない。</p> <p>したがって、本件議決は、地方自治法により与えられた裁量権を逸脱又は濫用したものであるとして違法無効なものというべきであり、本件議決により損害賠償請求権は消滅するものではない。」</p> <p>【※上告審係属中】</p>